

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告「業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況」

計算書類「個別注記表」

第18期

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

トレンダーズ株式会社

上記事項は、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.trenders.co.jp/ir/>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しているものであります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）の取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改定平成29年7月20日）

なお、平成30年3月31日時点では当社に子会社はないため、当事業年度は、⑤並びに⑧及び⑨のうち子会社にかかる記載は適用されません。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書及び電磁的記録については、文書管理規程、個人情報保護規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理します。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コーポレートDiv. は、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行います。また、代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置し、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告します。

また、不測の事態が発生した場合には、取締役会に対して損失の危機の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行うとともに、代表取締役を中心とする対策本部を設置し、迅速に対処します。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 各種社内会議体制の整備

取締役会は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督します。

取締役会のほか、常勤取締役及び執行役員等からなる経営会議を原則として毎週開催し、業務執行、営業戦略等に関わる重要事項に関して慎重かつ多角的に検討、審議し、意思決定を行います。

(イ) 職務権限及び責任の明確化

職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程、稟議事項・決議決裁基準に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築します。

- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを内部監査室が行い、必要に応じてコーポレートDiv. と連携して社内教育、研修を実施します。また、内部監査室は、内部通報規程に基づく内部通報制度を厳正に運用するとともに、監査役会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役又は従業員を子会社の取締役の一部として派遣し（以下、当該取締役及び従業員を併せて「子会社担当取締役等」といいます。）、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督します。

当社において毎月開催される定例取締役会において、子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、子会社担当取締役等から報告を行います。

- (イ) 子会社の損失の危機に関する規程その他の体制

当社コーポレートDiv. は、子会社の取締役及び管理部門と協力し、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行います。また、子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社担当取締役等は、取締役会に対して損失の危機の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行い、当社は必要な措置を講じます。

- (ウ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営上の重要事項については、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、当社取締役会において審議を行います。子会社の事業運営については、コーポレートDiv. が主管となって、子会社の管理を行います。

- (エ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを内部監査室が行い、必要に応じてコーポレートDiv. 及び子会社管理部門と連携して社内教育、研修を実施します。また、内部監査室は、内部通報規程に基づき、子会社からの内部通報を厳正に運用し、子会社の取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
補助者の人事異動につき、監査役会の意見を尊重して行います。監査役より要請のある場合、補助者は監査役の指揮・監督のもと、監査役の指示業務を優先して行うものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
取締役、コーポレートDiv.、内部監査室及び子会社担当取締役等は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、当該報告を提出します。
- (ア) 当社及び子会社の重要な機関決定事項
 - (イ) 当社及び子会社の経営状況のうち重要な事項
 - (ウ) 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (エ) 当社及び子会社における内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
 - (オ) 当社及び子会社における重大な法令及び定款違反
 - (カ) その他、当社及び子会社に関する重要事項
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- ① その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会へ出席するほか、常勤監査役が経営会議その他の重要な社内会議に適宜出席し、必要に応じて説明を求めます。
監査役会は取締役、執行役員及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役、会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、以下の具体的な取組を行っております。

① 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を14回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。

また、常勤取締役及び執行役員等からなる経営会議を原則週1回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② コンプライアンス・リスク管理に関する取組

コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に教育を実施しております。入社時に教育を実施するほか、全社を対象に情報セキュリティ、コンプライアンスにかかる教育を実施しました。また、内部監査室では、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、全社に向けた注意喚起を実施しております。

③ 監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において14回開催された取締役会のほか、重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。

監査役会は、監査の実効性を高めるため、毎月1回内部監査室と情報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行っております。また、内部監査の実施方法や内容について常勤監査役と内部監査室が意見交換を行っております。

④ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組

新規事業の運営にあたり、内部統制システムを有効的かつ効率的に実施するため、コーポレートDiv. は、業務プロセス実施者に対し法令遵守やリスク管理についての教育並びに業務報告プロセスの構築について指導を実施しました。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

a. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法。但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備（建物勘定に含まれる）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～11年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

のれんについては、投資効果の及ぶ期間（5年）にわたり定額法により償却しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当社は、平成29年12月21日開催の取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。これに伴い、移転後利用見込みのない建物附属設備及び当該資産の原状回復に係る資産除去債務につきましては、移転予定日までの期間で減価償却費及び資産除去債務の費用計上が完了するように当事業年度において耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ11,066千円減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	221千円
短期金銭債務	4,034千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	204千円
売上原価	22,294千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	3,684千株	37千株	一千株	3,721千株
合計	3,684千株	37千株	一千株	3,721千株
自己株式				
普通株式	一千株	75千株	一千株	75千株
合計	一千株	75千株	一千株	75千株

(注1) 発行済株式の総数の増加37千株は、新株予約権の権利行使による増加分であります。

(注2) 自己株式の変動事由の概要

増加の内訳

取締役会決議に伴う市場買付による取得 75千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	51,576千円	14円	平成29年3月31日	平成29年6月26日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
平成30年5月14日開催予定の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	87,523千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	24円
(ニ) 基準日	平成30年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成30年6月8日

- (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 82,200株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

流動資産

未払事業税	6,011千円
未払事業所税	599千円
資産除去債務	5,733千円
貸倒引当金	273千円
計	12,618千円

固定資産

減価償却超過額	2,270千円
資産除去債務	8,955千円
関係会社株式評価損	5,358千円
資産調整勘定	454千円
計	17,038千円

繰延税金資産合計 29,657千円

繰延税金負債	
流動負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△773千円
計	△773千円
固定負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△8,955千円
繰延税金負債合計	△9,728千円
繰延税金資産の純額	19,928千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、自己資金を充当しており、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し運用する方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は主に社債及び未公開会社株式であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

関係会社株式は、未公開会社への出資であり、投資先の信用リスクに晒されております。賃借物件に係る敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、コーポレートDiv.が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、敷金については、定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各事業部からの報告に基づきコーポレートDiv.が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,285,408千円	1,285,408千円	－千円
② 受取手形及び売掛金	498,367千円		
貸倒引当金(※)	△885千円		
	497,482千円	497,482千円	－千円
③ 有価証券	300,000千円	300,000千円	－千円
④ 敷金(※)	138,428千円	134,830千円	△3,597千円
資産計	2,221,319千円	2,217,721千円	△3,597千円
① 買掛金	168,661千円	168,661千円	－千円
② 未払金	31,129千円	31,129千円	－千円
③ 未払費用	64,707千円	64,707千円	－千円
④ 未払法人税等	94,254千円	94,254千円	－千円
⑤ 未払消費税等	31,475千円	31,475千円	－千円
負債計	390,229千円	390,229千円	－千円

(※)受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※)敷金には流動資産でその他に計上している金額を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③有価証券

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④敷金

敷金（固定資産）の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割引いた現在価値により算出しております。

負債

①買掛金、②未払金、③未払費用、④未払法人税等、⑤未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額
関係会社株式(※)	1,304千円
有価証券(※)	11,936千円

(※)市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、時価開示の対象としておりません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,285,408	—	—	—
受取手形及び売掛金	498,367	—	—	—
有価証券	300,000	—	—	—
敷金	48,588	—	—	89,840
合計	2,132,364	—	—	89,840

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資等の金額	-千円
持分法を適用した場合の投資の金額	-千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	35,972千円

(注1) 損益等からみて重要性の乏しい関連会社については、除外してこれらの金額を算出しております。

(注2) 資金運用方針の変更により、当事業年度より保有目的をその他有価証券に変更しております。なお、当該変更による影響はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

重要な取引がないため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	542円95銭
(2) 1株当たり当期純利益	76円55銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、平成30年4月20日開催の取締役会において、次のとおり子会社設立を決議し、平成30年5月1日に設立手続きが完了いたしました。

(1) 設立の目的

当社はかねてより、住所を知らない相手にもSNSを利用して厳選されたギフトを贈ることができる、ギフトECサービス「Anny magazine」を提供してまいりました。近年のSNS及びEC利用者の増加に伴い市場環境が大きく変化する中、当社は同サービスのさらなる収益拡大を図るため、ギフトEC事業に特化した新会社、株式会社BLTを設立することを決定いたしました。これにより経営の意思決定と実行スピードを早め、組織体制を強化してまいります。

株式会社BLTは、「毎日にアニバーサリーを」をビジョンに掲げ、ギフトECサービス「Anny magazine」を通して、貰い手に感動をもたらすような新たなギフトの手法を提案・提供してまいります。

(2) 設立する子会社の概要

① 称号	株式会社BLT
② 所在地	東京都渋谷区東三丁目16番3号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 岡本 伊久男
④ 事業内容	ギフトEC事業
⑤ 資本金	50,000千円
⑥ 出資比率	当社80%
⑦ 設立日	平成30年5月1日

(株式会社MimiTVの株式の取得)

平成30年4月26日開催の取締役会において、株式会社MimiTV（以下「MimiTV社」）の全発行株式を取得し、子会社化する決議をいたしました。なお、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、特定子会社に該当することとなります。

(1) 取得の目的

当社は企業のプロモーション・PR支援を行うマーケティング事業において、インフルエンサー・メディアの独自ネットワークを強みとし、生活者の多様化・細分化に対応したプランニングで次世代型の「マイクロマーケティング」を提供しております。一方MimiTV社は美容動画メディア「MimiTV」をYouTube、Instagram、FacebookなどのSNS及びアプリ上で展開し、のべ60万人を超えるフォロワーを有するなど、プラットフォームの特性に応じた美容動画の

企画編集ノウハウを強みとしております。

今回の株式取得及び子会社化により上記の両社の強みをかけあわせることで、当社のマーケティング事業のさらなる成長、ひいては当社グループの価値向上を図ることができると考えております。

(2) 取得する子会社株式の数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個、議決権所有割合：0%)
(2) 取得株式数	1,040株 (議決権の数：1,040個) ※普通株式 900株、A種優先株式 140株
(3) 取得価額	103,504千円
(4) 異動後の所有株式数	1,040株 (議決権の数：1,040個、議決権所有割合：100%)

(3) 異動する子会社の名称、事業内容、規模

(1) 名称	株式会社MimiTV
(2) 事業内容	動画メディアの企画、開発、運営等
(3) 資本金	59,400千円

(4) 株式取得の相手先の概要

(1) 名称	株式会社Candle
(2) 所在地	東京都渋谷区神南一丁目12番16号 アジアビル7階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 金 靖征
(4) 事業内容	メディア事業
(5) 資本金	54,408千円
(6) 設立年月日	平成26年4月9日
(7) 純資産	110,051千円
(8) 総資産	213,829千円
(9) 大株主及び持株比率	クルーズ株式会社 100%

(10) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(1) 名称	B Dash Fund 3号投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都港区赤坂一丁目12番32号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
(4) 組成目的	シード・アーリーからレイターまで幅広いステージにおける国内外のスタートアップへの投資	
(5) 組成日	平成29年3月8日	
(6) 無限責任組合員の概要	名称	B Dash Ventures株式会社
	所在地	東京都港区赤坂一丁目12番32号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渡邊 洋行
	事業内容	ベンチャーキャピタル事業
(7) 上場会社と当該ファンドとの関係	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	上場会社と無限責任組合員との関係	該当事項はありません。

(5) 日程

(1) 取締役会決議日	平成30年4月26日
(2) 契約締結日	平成30年4月26日
(3) 株式取得日	平成30年5月1日

(6) 支払資金の調達及び支払方法
自己資金

(連結決算への移行)

当社は、平成30年4月20日開催の取締役会において、株式会社BLTの子会社設立を決議し、平成30年5月1日に設立手続きが完了しました。また、平成30年4月26日開催の取締役会において株式会社MimiTVの全発行株式の取得を決議し、平成30年5月1日付で株式の譲受が完了し、同社は当社の子会社となりました。これらの結果、翌事業年度(平成31年3月期)の第1四半期決算より、従来の単体決算から連結決算への移行を予定しております。

(セグメント区分の変更)

当社は従来よりマーケティング事業の単一セグメントとしておりましたが、平成31年3月期より「マーケティング事業」「ギフトEC事業」「インベストメント事業」の3つのセグメントに変更することといたしました。